

# 「国民年金学生納付特例制度」について

20歳になると国民年金に加入して保険料を納めることが義務づけられています。「学生納付特例制度」は、学生で所得がない場合や少ないことにより保険料の納付が困難な方が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。

## 所得審査の対象者は？

学生であるご本人の所得が所得基準以下であるか否かで判定することになります。

## 所得基準は？

所得基準(前年所得) = 118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 + 社会保険料控除等

## 対象となる学校は？

○大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※1)、一部の海外大学の日本分校(※2)です。(夜間・定時制課程や通信課程も含まれます。)

※1 修業年限が1年以上の課程に在学している方に限られます。

私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限られます。

※2 日本国内にある海外大学の日本分校であって、文部科学大臣が個別に指定した課程に在籍する方。

## 承認を受けた期間は？

○未納の期間とは違い、障害基礎年金等の受給資格期間に含まれます。

○10年以内であれば、後から保険料を納付すること(追納)ができます。

※ただし、承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納するときは経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

## －「納付」「学生納付特例」「未納」はこのように違います－

		納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金・遺族基礎年金(受給資格期間)		○ (入ります)	○ (入ります)	× (入りません)
老 齢 基礎年金	受給資格期間	○ (入ります)	○ (入ります)	× (入りません)
	年金額に計算	○ (されます)	× (されません)	× (されません)

## 平成29年度の申請は4月3日から受け付けしています

〈20歳になる方は、「国民年金被保険者資格取得届」の提出も必要です〉

平成29年度に20歳を迎える方は、日本年金機構より国民年金資格取得のための書類が届いてから、20歳の誕生日の前日(20歳到達日)以降に、その書類を市役所または各支所へ提出していただくことになります。学生納付特例の手続きも20歳到達日以降の受け付けとなりますのでご注意ください。


申請は保険年金課または各支所市民窓口課へ……………

### お持ちいただくもの

- 年金手帳(または基礎年金番号がわかるもの)  
※20歳になったばかりで手帳が届いていない方は必要ありません。
- 学生証(コピー可。有効期限が記載されているもの)
- 認印

### 【問い合わせ】

保険年金課(内線141)  
笠間支所市民窓口課(内線72123)  
岩間支所市民窓口課(内線73181)



**やさしい保険プラザ**  
友部スクエア店

笠間市住吉1364-1  
☎ 0120-650-121  
営業時間10:00~20:00

保険募集代理店  
株式会社 ファイックス・ジャパン  
茨城支店

最新の治療に備える  
【先進医療特約】

もしも、自分や大切な家族が重い病気にかかったら…。「どんなことをしても治したい」と思うのは当たり前のことです。

そんなときに選択肢の一つとして提案される治療に、「先進医療」があります。

先進医療は、高度な技術を用いた最新の治療法です。その効果が期待される一方で、治療費のうち技術料は全額自己負担になります。

突然、高額な医療費負担が生じると、自分や家族の生活設計に影響を与えかねません。安心して最適な治療を選ぶためには、備えが必要です。

医療保険やがん保険には、先進医療に備える特約があります。ご自分の保険にこの特約がついているのか、一度確認してみてくださいませぬ。

「やさしい保険プラザ」では、保険内容の確認や見直しのご相談を承っています。お気軽にご来店ください。

